五　経団連会館周辺地域

期　間	平成二十二年五月三十一日午前十時から午後三時まで
地　域	東京都千代田区 神田錦町一丁目（一番、三番、五番、七番、九番、十一番、十三番、十五番、十七番、十九番、二十一番、二十三番、二十五番、二十七番） 神田錦町二丁目（一番、三番、五番、七番、九番、十一番） 神田錦町三丁目（一番、十三番、十五番、二十一番、二十三番） 大手町一丁目（一番から九番） 大手町二丁目（一番から三番） 丸の内一丁目（一番、三番から四番） 内神田一丁目 内神田二丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○中央労働委員会告示第二号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

第一号の表の独立行政法人国立病院機構の項の本部の項中「部長」を「部長　総合研究センター長　施設整備主幹」に、「専門職（人事、労務又は法務担当の者に限る。）」を「専門職（人事、労務、法務又は監査担当の者に限る。）」に改め、同項のブロック事務所の項中「人事、労務又は経理担当の係長」を「人事、労務又は経理担当の係長　人事担当の主査」に改める。

○農林水産省告示第八百二十三号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

第十八号中「志摩の国漁業協同組合」を「旧志摩の国漁業協同組合」に、「平成十四年七月」を「平成十四年七月　平成二十二年一月」に改める。

第百八号中「伊根町漁業協同組合」を「旧伊根町漁業協同組合」に、「平成十六年一月」を「平成十六年一月　平成二十一年十二月」に改める。

第百二十六号中「宮津市漁業協同組合」を「旧宮津市漁業協同組合」に、「平成十六年四月」を「平成十六年四月　平成二十一年十二月」に改める。

第二百九号中「舞鶴市漁業協同組合」を「旧舞鶴市漁業協同組合」に、「平成十八年一月」を「平成十八年一月　平成二十一年十二月」に改める。

第三百九十三号の次に次の七号を加える。

三百九十四	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県土浦市小松一丁目二十一番九号　平成二十二年一月
三百九十五	那珂川統合土地改良区	茨城県水戸市中河内町九百五十八番地三　平成二十二年一月
三百九十六	株式会社みらいサービス	新潟県新潟市南区七軒字前二百十一番地一　平成二十二年一月
三百九十七	京都府漁業協同組合	京都府舞鶴市字下安久千十三番地の一　平成二十二年一月
三百九十八	姫路市漁業協同組合	兵庫県姫路市的形町福泊四百九十二番地の二　平成二十二年一月
三百九十九	三重外湾漁業協同組合	三重県伊勢市中村町字宮後七百八十六番地一　平成二十二年二月
四百	北さつま農業協同組合	鹿児島県薩摩郡さつま町虎居七百四十五番地　平成二十二年三月

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町字上貝戸七〇五の一、七〇七の一から七〇七の三まで、七一二の一、七一二の二、七一三の一、七一三の二、七一三の四、七一三の五、七二二の一五から七二二の一八まで、字万場七二五、七三五の五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年五月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県大館市・山本郡八峰町・南秋田郡五城目町・秋田市・仙北市（以上三市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大館市・五城目町・仙北市（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

八峰町・五城目町・仙北市（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県大館市・北秋田市・山本郡八峰町・藤里町・由利本荘市（以上三市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

大館市・北秋田市・八峰町・藤里町・由利本荘市（以上三市二町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

由利本荘市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

由利本荘市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。